

## 令和 8 年度 新病院基本構想策定支援業務委託 仕様書

### 1 概要・目的

福岡市では、令和 4 年 10 月に市長から福岡市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）へ「福岡市民病院のあり方」について諮問を行い、令和 7 年 11 月に審議会から市長へ答申がなされ、令和 8 年 1 月に市の方針を決定したところである。

今後、審議会答申や市の方針、福岡県保健医療計画・地域医療構想などを踏まえ、新病院基本構想を策定することとしており、本業務は、その支援を目的として実施するもの。

### 2 件名

令和 8 年度 新病院基本構想策定支援業務委託

### 3 履行場所

福岡市保健医療局総務企画部病院事業課

### 4 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 5 業務内容

#### (1) 基礎調査・分析

##### ① 外部環境調査

将来推計人口、医療圏調査、医療需要調査、2026 年診療報酬改定・新たな地域医療構想等にかかる情報収集、その他病院運営に必要な調査・分析を行う。

##### ② 内部環境調査

経営分析、診療統計分析、全職員を対象とした意向調査（医療機能、施設整備等）、その他病院運営に必要な調査・分析を行う。

#### (2) 基本方針及び医療機能の検討支援

##### ① 基本方針の検討支援

福岡市民病院の現状や今後求められる役割と機能、増床に向けた取組状況、医療需要の変化等を踏まえ基本方針の検討を支援する。

##### ② 医療機能の検討支援

(1) の分析結果や医療関係者との協議状況、類似の医療機関の事例等を踏まえ、病床機能、病床規模、診療科構成、医療従事者の必要人員数等の検討に必要な支援を行う。

#### (3) 施設整備の検討支援

##### ① 周辺環境調査

整備場所周辺の交通量調査、公共交通アクセス状況、その他病院建設に必要な調査・分析を行う。

##### ② 土地利用計画及び施設規模の検討支援

隣接する緑地や道路状況等を踏まえた交通アクセスや、整備場所の敷地内における施設の配置場所及び施設規模の検討を支援する。

③ 事業手法の整理及びサウンディング調査

従来方式やPPP/PFI手法等の想定される複数の事業手法ごとにメリット・デメリット等を整理するとともに、実現性の高い事業スキームとなるよう、民間事業者から幅広くアイデア・意見等の情報収集を行う市場調査（サウンディング型市場調査等）を行う。

④ 整備スケジュール作成

事業手法ごとの整備スケジュールを作成する。

(4) 収支計画の作成

① 概算事業費算出

新病院整備にかかる土地取得費、設計・建築工事費、医療機器整備費等の概算事業費を算出する。

② 事業収支計画の作成

(2)(2)の検討結果や(4)①の概算事業費等を踏まえ、複数パターンの事業収支計画を作成する。

(5) 会議等の支援

① 有識者会議等の運営支援

福岡市病院事業運営審議会などの病院事業課が庶務を行う会議について、資料作成や会議への出席、議事録の作成等、会議の運営に必要な支援を行う。

② 関係会議に関する支援

関係者との協議や地域医療構想調整会議等の関係会議の資料作成などの必要な支援を行う。

③ パブリックコメント手続の実施支援

パブリックコメント手続を実施する場合は、公表資料の作成や寄せられた意見への回答作成などの支援を行う。

④ 職員向け説明会の実施支援

職員向け説明会を実施する場合は、説明資料の作成や当日の運営・質疑応答の補助などの支援を行う。

(6) その他

上記(1)～(5)のほか、病院事業課と協議の上、業務遂行のために必要と認められる支援を行う。

## 6 委託成果品

上記5の業務において作成した資料等一式（電子データ）

## 7 その他

- (1) 受託者は、契約締結後、病院事業課及び地方独立行政法人福岡市立病院機構と協議の上、速やかに工程表を作成、提出するものとする。

- (2) 受託者は、本業務を優秀な技術をもって履行するものとし、円滑な遂行のため、業務遂行責任者を置くこと。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な遂行のため、適宜、病院事業課及び地方独立行政法人福岡市立病院機構と協議及び情報共有を行うこと。
- (4) 受託者は、業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 委託成果品の著作権は、福岡市に帰属するものとする。ただし、既存資料等から引用したものは除く。
- (6) 受託者は、本業務で作成した委託成果品等の全てについて、病院事業課の承認を得ずに第三者へ貸与あるいは使用してはならない。
- (7) 受託者は、本業務が完了し、引き渡し後であっても、委託成果品等の全てについて瑕疵等が明らかになった場合は、病院事業課の指示により再調査等を行い、受託者の負担においてこれを修正しなければならない。
- (8) 本業務の実施にあたっては、病院事業課と十分に協議すること。また、本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、病院事業課と協議の上、決定するものとする。